

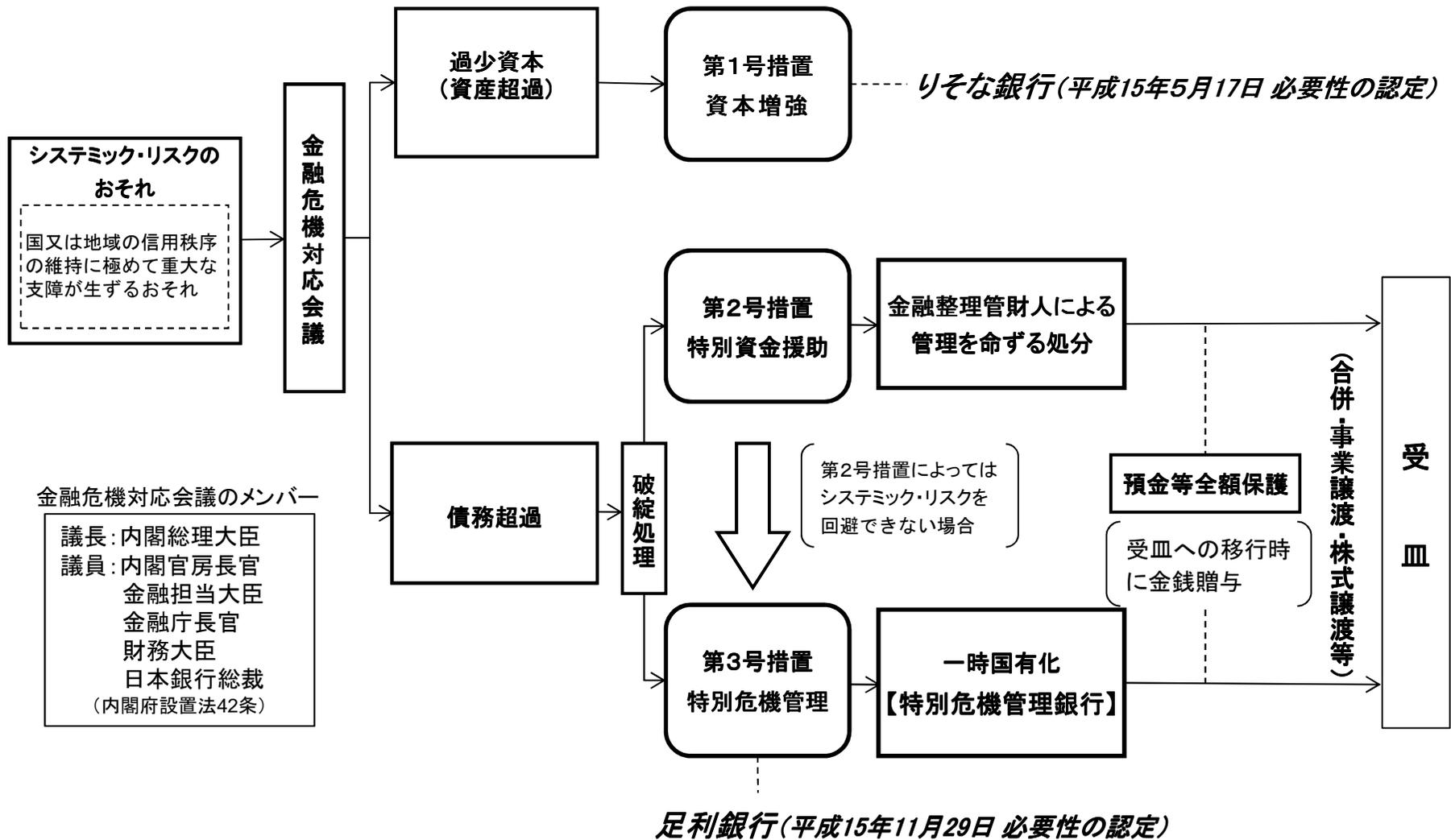
競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会

資 料

平成26年9月10日

金融庁

金融危機への対応(預金保険法第102条の枠組み)



預金保険法第102条(金融危機対応措置)の概要

(金融危機に対応するための措置の必要性の認定)

第102条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定を行うことができる。

① 金融機関(次号に掲げる金融機関を除く)

当該金融機関の自己資本の充実のために行う機構による当該金融機関に対する株式等の引受け等又は当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等が発行する株式の引受け(「第1号措置」)

② 破綻金融機関又はその財産をもって債務を完済することができない金融機関

当該金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用の額を超えると見込まれる額の資金援助(「第2号措置」)

③ 破綻金融機関に該当する銀行等であって、その財産をもって債務を完済することができないもの

第111条から第129条までの規定に定める措置(「第3号措置」)

2～3(略)

4 第3号措置に係る認定は、第2号措置によっては第1項の支障を回避することができないと認める場合でなければ、行うことができない。

5～8(略)

※ 「破綻金融機関」とは、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関をいう。

りそな銀行に係る金融危機対応(第1号措置)の経緯

平成15年(2003年)

- 5月17日 金融危機対応会議の議を経て、資本増強(株式の引受け)の必要性の認定
- 5月30日 りそな銀行から資本増強の申込み、経営健全化計画の提出
- 6月10日 資本増強の決定、経営健全化計画の公表
- 6月25日 りそな銀行の株主総会 ⇒ 減資、委員会等設置会社への移行、新経営陣等
- 6月27日 りそなホールディングス(りそなHD)の株主総会
⇒ 減資、株式交換契約、授權枠拡大、委員会等設置会社への移行、新経営陣等
- 6月30日 預金保険機構がりそな銀行株式を引受け(総額1兆9,600億円)
- 8月 7日 りそなHD・りそな銀行間で株式交換
⇒ 預金保険機構がりそなHDの株主に
- 10月10日 りそなHDが企業価値最大化に向けた財務改革及び業績予想修正を公表
- 11月14日 りそなHDが新経営陣による見直し後の経営健全化計画を公表
⇒ 以降、半期毎に当局に対し計画の履行状況報告、計画の公表

平成16年(2004年)

- 11月18日 りそなHDが経営健全化計画を公表
※ 経営健全化計画は、原則として4か年計画で策定。2年を経過する時期に新たな計画の策定を求める(直近の計画は平成24年11月に見直し)

平成26年(2014年)

- 7月30日 りそなHDが預金保険法に基づく資本増強に係る公的資金を完済

金融危機対応会議答申(平成15年5月17日)(抜粋)

株式会社りそな銀行については、平成15年3月期決算における同行の自己資本比率が健全行の国内基準である4%を下回る2%程度に低下することとなった。現時点で、同行に関して預金の流出や市場性資金の調達困難といった事実は認められないが、このような事態を放置すれば、預金保険法第102条第1項に規定する「信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある」と認められる。

したがって、株式会社りそな銀行について預金保険法第102条第1項第1号に定める措置を講ずる必要があると判断する。

また、株式会社りそな銀行が預金保険法第105条第1項の申込みを行うことができる期限については平成15年5月30日とすることが適当と考える。なお、資本増強の具体的内容は、同行の申込みを踏まえて決定されるものであるが、本会議として、同行への資本増強の規模等については、預金者、取引先、市場の不安を払拭する観点から、10%を十分上回る自己資本比率の確保が必要との意見を申し添える。

資本増強(株式の引受け)の申込み、経営健全化計画の提出

預金保険法第105条の概要

- 預金保険機構は、第1号措置の認定に係る金融機関から株式等の引受け等の申込みを受けたときは、内閣総理大臣(金融庁長官に委任)に対し、当該金融機関と連名で、第1号措置(株式等の引受け等)を行うかどうかの決定を求めなければならない。
- 当該金融機関は、内閣総理大臣(金融庁長官に委任)に対し、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制の確立のための方策等を定めた「経営健全化計画」を提出しなければならない。
- 内閣総理大臣(金融庁長官に委任)は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り第1号措置を行うべき旨の決定を行うものとする。
 - ① 機構が取得する株式等を処分することが著しく困難であると認められる場合でないこと
 - ② 経営健全化計画の確実な履行等を通じて、経営の合理化のための方策、経営責任の明確化のための方策、株主責任の明確化のための方策の実行が見込まれること



- 平成15年5月30日 りそな銀行から資本増強の申込み、経営健全化計画の提出
⇒ 6月10日 資本増強の決定

- ・資本増強の規模 1兆9,600億円 ⇒ 連結自己資本比率は12.2%程度に改善
- ・国の議決権割合 70%超
- ・繰越欠損の補填に充てるための資本の減少を資本増強の条件(預保法106条1項)

経営健全化計画の公表(預保法108条1項)

りそなホールディングスの経営健全化計画(骨子)

(15年6月公表)

1. ガバナンス体制の再構築

(1) 外部からの人材登用等による経営陣の刷新

・りそなHD及びりそな銀行に、グループ外から取締役兼代表執行役会長及び社外取締役6名を招聘。役員は、りそなHDとりそな銀行を兼任。

(2) 委員会等設置会社への移行

・りそなHD及びりそな銀行は、経営に対する監視機能の強化及び意思決定のスピード向上のため、委員会等設置会社に移行。

(3) コンプライアンス態勢の強化

・監査委員会の下に独立した内部監査部署を置き、実効性ある監査・監督体制を構築。

(4) 従来 of 経営責任

・退任するりそなHD、りそな銀行の代表者には退任慰労金を支給しない。他の退任取締役も退任慰労金を返上。

2. りそな銀行の健全化に向けた取組み

(1) 資産の健全化

(2) 収益構造・業務運営の健全化

3. 利益流出の抑制

(16年3月期配当見送り、役員賞与を支給せず)

4. 新たな経営体制によるビジネス・モデルの策定

(1) ビジネス・モデルの策定等

(2) 自主的・積極的なディスクロージャー

(15年11月公表)

1. 経営戦略等

(1) 持続的な黒字経営への体質転換

(2) 透明性の高いスピード感のある経営の実現

(3) 銀行業から金融サービス業への進化

2. 経営改革の4本柱

(1) サービスの向上

- ・顧客利便性の向上(有人軽量化店舗の多店舗展開等)
- ・品質の高い商品・サービスの提供
- ・商品・サービス提供のスピード・アップ

(2) 収益構造の改革

- ・量から質への転換(中小企業向け貸出、ローンに重点 等)
- ・ローコスト・オペレーションの実現(人員削減の前倒し 等)

(3) 資産構造の改革

- ・りそな銀行における管理会計上の勘定分離
(不良債権等を「再生勘定」、その他を「新勘定」に分離し、
新旧経営体制の責任を明確化、経営成果の把握等)
- ・将来の負担を削減する財務改革
(関連ノンバンクの処理、将来リスクへの引当強化 等)
- ・今後のリスクファクター増大の防止
(統合リスク管理体制、信用リスク管理体制の強化)

(4) 企業風土の改革

- ・コンプライアンスの強化
- ・社員の意識改革
- ・グループの業務運営のスピードアップ
(組織横断的な組織の設置、本部組織の大幅な簡素化 等)

りそなホールディングスの経営健全化計画の履行状況

預金保険法第108条第2項に基づき、内閣総理大臣(金融庁長官に委任)は、経営健全化計画の履行状況について半期毎に報告を求め、公表

(単位:億円)

	15/3期	26/3期
業務純益	3,073	2,226
経常利益	▲5,063	2,768
当期利益	▲7,904	1,968
自己資本比率	3.78% (2.27%)	14.33% (12.95%)
(自己資本計)	10,375	22,785
(リスクアセット)	274,483	158,968
不良債権額	28,732	4,833

(注1) 15/3は、りそな5行(りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行、奈良銀行、りそな信託銀行)

26/3は、りそな3行(りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行)の計数。

自己資本比率はりそなホールディングス(連結)の計数。但し、括弧内はりそな銀行(単体)の計数。

(注2) 業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注3) 不良債権額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権の合計額(銀行勘定)

足利銀行に係る金融危機対応(第3号措置)の経緯 ①

平成15年(2003年)

- 11月29日 足利銀行から「債務超過となる」旨の報告、破綻の申出
⇒ 金融危機対応会議の議を経て、第3号措置の必要性の認定、特別危機管理開始決定
- 12月 1日 特別危機管理開始決定を官報公告 ⇒ 預金保険機構が足利銀行の全部株式を取得
- 16日 新頭取が就任
- 25日 社外を含む新役員が就任し、新経営陣が発足(旧経営陣は全員退任)

平成16年(2004年)

- 2月 6日 「経営に関する計画」を策定・公表
- 13日 業務監査委員会及び内部調査委員会を設置
- 6月11日 「経営に関する計画」(16年3月期決算を踏まえた収益計画を含む詳細な計画)を策定・公表
⇒ 以降、半期毎に、「経営に関する計画の履行状況」を公表
- 28日 定時株主総会 ⇒ 委員会等設置会社へ移行
- 8月23日 預金保険機構(整理回収機構)が不良債権の買取り(第1回:51億円)を実施
- 10月 8日 「業務及び財産の状況等に関する報告」を作成・公表

平成17年(2005年)

- 2月 4日 元会長・頭取を含む旧取締役に対する民事提訴
- 3月22日 預金保険機構(整理回収機構)が不良債権の買取り(第2回:564億円)を実施
- 9月16日 旧監査役、旧会計監査人に対する民事提訴

平成18年(2006年)

- 2月 6日 預金保険機構(整理回収機構)が不良債権の買取り(第3回:235億円)を実施

足利銀行に係る金融危機対応(第3号措置)の経緯 ②

平成18年(2006年)

- 9月 1日 **足利銀行の受皿について具体的な検討を開始する旨を公表**
(受皿の検討に当たっての基本的な視点、受皿選定作業の進め方等を公表)
- 11月 2日 **足利銀行の受皿候補の募集(公募)を開始**(12月15日締切)

平成19年(2007年)

- 1月30日 **第一次審査を通過した受皿候補に対して事業計画書の提出を要請**(3月30日締切)
(事業計画書に盛り込むべき項目を公表)
- 9月21日 **第二次審査を通過した受皿候補に対して譲受条件等の提出を要請**(11月22日締切)
(譲受条件として盛り込むべき主な項目を公表)

平成20年(2008年)

- 3月14日 **足利銀行の受皿を決定・公表**
- 31日 預金保険機構(整理回収機構)が不良債権の買取り(第4回:132億円)を実施
- 4月11日 **足利銀行の株式の譲渡に係る株式売買契約の締結・公表**
- 5月16日 足利ホールディングス株に対する銀行持株会社の認可
- 6月16日 預金保険機構(整理回収機構)が不良債権の買取り(第5回:17億円)を実施
- 30日 預金保険機構が金銭贈与(2,563億円)を実施
- 7月 1日 **足利ホールディングス株が預金保険機構から足利銀行株式を譲受け ⇒ 特別危機管理の終了**

平成25年(2013年)

- 12月19日 **足利ホールディングス株が東証1部に上場**

金融危機対応会議答申(平成15年11月29日)(抜粋)

本日、株式会社足利銀行から金融庁に対して、平成15年9月期決算において債務超過となる旨の報告があり、併せて、預金保険法第74条第5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができず、その業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出があった。

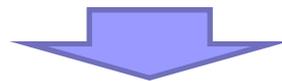
同行は栃木県を中心とする地域に多数の預金者と中小企業者等の取引先を抱えていることなどから、同行について預金保険法第102条第1項に定める措置が講ぜられなければ、同項に規定する「当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある」と認められる。

さらに、同行の規模や、栃木県における融資比率が極めて高率であることなどから、現在の金融環境の下、地域において同行が果している金融機能の維持が必要不可欠であることなどを総合的に勘案すれば、「第2号措置によっては第1項の支障を回避することができない」(預金保険法第102条第3項)と認められる。

したがって、株式会社足利銀行について預金保険法第102条第1項第3号に定める措置を講ずる必要があると判断する。

(参考)足利銀行の概要(平成15年3月末)

預金:49,417億円(栃木県内シェア48%) 貸出金:40,148億円(同52%)



平成15年11月29日、第3号措置の必要性の認定(預金保険法102条1項)
特別危機管理開始決定(預金保険法111条1項)

特別危機管理銀行の株式の取得等

預金保険法第112条の概要

- 特別危機管理開始決定の官報公告があった場合には、特別危機管理銀行の株式は、当該公告のあった時に、預金保険機構が取得する。
- 預金保険機構が取得した株式に係る株券は、公告時において無効とする。



平成15年12月1日、特別危機管理開始決定の官報公告
⇒ 預金保険機構は足利銀行の全株式を取得

特別危機管理銀行の役員等の選任

預金保険法第114条の概要

- 預金保険機構は、会社法の規定にかかわらず、内閣総理大臣(金融庁長官に委任)の指名に基づき、特別危機管理銀行の取締役、執行役、会計参与、監査役及び会計監査人を選任することができる。



平成15年12月16日及び25日、預金保険機構は、金融庁長官の指名に基づき、足利銀行の新経営陣(取締役4名、監査役3名)を選任
破綻時の旧経営陣は、全員退任

特別危機管理銀行による「経営に関する計画」の策定・公表

預金保険法第115条の概要

- 内閣総理大臣(金融庁長官に委任)は、必要があると認めるときは、特別危機管理銀行に対し、その業務及び財産の状況等に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成及び提出その他必要な措置を命ずることができる。



預金保険法115条に基づく命令に基づき、平成16年2月6日及び6月11日、足利銀行は、「経営に関する計画」を作成・提出するとともに、公表

【「経営に関する計画」の骨子】

(16年2月公表)

○経営体質の抜本的な改善と企業価値の向上

1. 地域金融の円滑化と中小企業再生等への取組み

2. ガバナンスの強化と透明性の確保

・委員会等設置会社への移行 等

3. 業務運営の適切性と透明性の確保

・業務監査委員会(社外取締役、弁護士、会計士等から構成)の設置 等

4. 抜本的な経営の合理化

○経営責任の明確化をはかるための体制整備

・内部調査委員会(弁護士、会計士から構成)の設置 等

(16年6月公表)

1. 収益基盤の再構築

- ・大口偏重の是正(小口金融シフトで安定した与信ポートフォリオを確立)
- ・適用金利につき、精緻化した基準を確立し、取引先へ浸透
- ・取引先の裾野拡大や銀行固有のノウハウ等の活用による非金利収入の拡大を図り、安定的な収益を確保

2. 徹底した資産健全化

- ・地域企業の事業再生を支援し将来の優良顧客化を図るとともに、再生不可能先はオフバランス化
- ・温泉旅館を中心とした再生担当の執行役を配置

3. ローコストオペレーション体制の確立

⇒ 「経営に関する計画」の履行状況について、半期毎に報告を求め、公表

足利銀行の「経営に関する計画」の履行状況

(単位:億円)

		16/3期	17/3期	18/3期	19/3期	(参考)20/3期
実質業務純益	計画		438	399	428	
	実績	512	455	440	465	440
(業務粗利益)	計画		871	824	827	
	実績	983	884	847	866	856
(経費)	計画		432	425	398	
	実績	471	428	406	401	416
当期純利益	計画		397	366	405	
	実績	▲7,828	1,219	1,603	766	545
資本勘定	計画		▲6,492	▲6,175	▲5,819	
	実績	▲6,790	▲5,622	▲3,879	▲3,048	▲2,637
ROA(※1)	計画		1.16%	1.04%	1.10%	
	実績	1.05%	1.20%	1.14%	1.13%	1.06%
OHR(※2)	計画		49.67%	51.58%	48.22%	
	実績	47.89%	48.47%	48.00%	46.29%	48.59%
不良債権残高	計画		4,000程度	2,500程度	2,000程度	
	実績	7,317	3,983	2,488	1,829	1,463
不良債権比率	計画		12%台	8%台	6%台	
	実績	20.62%	12.50%	7.77%	5.67%	4.49%

(※1)一般貸引前業務純益/(純資産-支払承諾見返)<平残>

(※2)経費/業務粗利益

特別危機管理銀行の経営者等の破綻の責任を明確にするための措置

預金保険法第116条の概要

- 特別危機管理銀行は、その取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらのものであった者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。
- 特別危機管理銀行の取締役、執行役、会計参与、監査役及び会計監査人は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならない。



足利銀行は、旧経営陣等の責任の明確化を図るため、弁護士・公認会計士で構成される「内部調査委員会」を設置(平成16年2月)。その調査結果に基づき、以下の民事提訴を実施

提訴日	事案	被告	結果
17年2月4日	① 建材会社に対する不正融資に係る損害賠償請求 請求金額 21億円	旧取締役7名	和解成立 支払額合計 約1億3,500万円 その他、保有不動産の処分により弁済に充当
	② 平成13年3月期決算における違法配当に係る損害賠償請求 請求金額 7億円	旧取締役7名	
	③ ゴルフ場経営会社に対する不正融資に係る損害賠償請求 請求金額 18億円	旧取締役6名	和解成立 支払額合計 約2億3,800万円
17年9月16日	④ 平成13年3月期決算における違法配当に係る損害賠償請求 請求金額 11億3,580万円	旧監査役4名 旧会計監査人	和解成立 支払額合計 2億6,200万円

特別危機管理の終了

預金保険法第120条の概要

- 内閣総理大臣(金融庁長官に委任)は、できる限り早期に、預金保険機構又は特別危機管理銀行に合併、事業の譲渡、株式の譲渡等の措置を講じさせることにより、第3号措置を終えるものとする。



平成18年9月1日、足利銀行の受皿について具体的に検討を開始する旨を公表

【受皿の検討に当たっての基本的な審査基準】

① 金融機関としての持続可能性(サステナビリティ)

地域の中核的な金融機関として、適切な経営管理体制(ガバナンス)を確立し、財務の健全性とそれを維持できる収益性を確保することによって、金融仲介機能を持続可能な形で発揮できること

② 地域における金融仲介機能の発揮

栃木県を中心とする地域において、利用者の信頼を確立し、中小企業金融の円滑化に積極的に取り組むとともに、それを通じて地域の再生・活性化に持続的に貢献できること

③ 公的負担の極小化

受皿への移行に際して預金保険機構による資金援助(金銭贈与)が実施されることとなるが、足利銀行の将来にわたる企業価値が適正に評価されることにより、全体としての公的負担をできる限り少なくできること

足利銀行の受皿選定 ①

【第1段階】(平成18年11月2日～平成19年1月30日)

- ①「受皿に求める基本的な条件」を提示して、受皿候補を公募(8者)
- ② 応募書類を審査(第一次審査) ⇒ 受皿候補の有資格者を選定(7者)

受皿に求める基本的な条件

足利銀行の受皿は、銀行法、預金保険法等の関係法令に定められた要件を満たすとともに、以下に掲げる基本的な条件のすべてに適合している必要がある。

1. 金融機関としての持続可能性と質の高い経営管理の確保

- (1) 金融機関としての使命・役割を十分理解した経営理念・方針及び経営管理体制(ガバナンス)を確立できること
- (2) 金融機関として自律性のあるリスク管理態勢を構築できること
- (3) 十分な自己資本を確保するとともに、安定的な収益力を定着させることにより、財務の健全性を維持・向上できること

2. 地域における金融仲介機能の発揮

- (1) 栃木県を中心とする地域において金融仲介機能を継続的に発揮することについて、明確なコミットメントが存在していること
- (2) 一時国有化の下で進められてきた収益力の強化、資産内容の健全化及び業務運営の効率化の成果をベースとして、これらを更に発展させることのできる営業体制及び人事管理政策を確立できること
- (3) 地域の利用者の信頼を得つつ地域密着型金融を推進するとともに、利用者利便の向上や地域の活性化に継続的に貢献できること

3. 企業価値の適正な評価

- (1) 足利銀行の企業価値を適正に評価できること
- (2) 足利銀行の譲受けに必要な資金を確実に調達できること

足利銀行の受皿選定 ②

【第2段階】(平成19年1月30日～9月21日)

- ① 第一次審査を通過した受皿候補に対し、事業計画書に盛り込むべき項目を提示して、事業計画書を提出するよう要請
- ② 以下の各評価項目について、事業計画書を審査(第二次審査)⇒ 受皿候補を絞込み(2者)

評価項目

1. 受皿候補の適格性及び事業計画の実行可能性

- (1) 受皿候補(共同出資者を含む)及びその経営陣の適格性
- (2) 関係法令に関する知識・理解度、関係法令に対する適合性の検証
- (3) 企業価値の評価態勢、譲受けのための資金調達の確実性
- (4) 事業計画の全体としての実行可能性

2. 金融機関としての持続可能性

- (1) 経営管理態勢(ガバナンス)
- (2) 法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢
- (3) リスク管理態勢
- (4) 自己資本の十分性及び資本政策

3. 地域における金融仲介機能の発揮

- (1) 経営戦略、地域金融機関としてのビジネスモデルの実効性(地域金融に対する継続的なコミットメントを含む)
- (2) 地域密着型金融の推進態勢
- (3) 地域における利用者利便の向上策
- (4) 地域活性化への貢献策

事業計画書に盛り込むべき項目

1. 事業計画

(1) 受皿候補及び足利銀行の譲受けスキーム

- ①受皿候補、②採用する譲受け方式、③譲受けスキームの全体像、④銀行法及び預金保険法上の認可等の基準への適合性、⑤銀行法、預金保険法以外の法令上の認可等の必要性及び基準への適合性

(2) 責任ある経営体制を確立するための方策

- ①経営理念・経営方針、②役員の構成及び選任に関する方針、③経営管理体制の整備、④資本政策

(3) 業務の健全かつ適切な運営を確保するための方策

- ①リスク管理態勢の整備、②法令等遵守態勢の整備、③利用者保護を図るための取組み、④株主、その関係者及び役員との取引の適正を確保するための方策

(4) 財務の健全性及び収益性の維持・向上を図るための方策

- ①十分な自己資本の確保及び自己資本政策、②収益管理態勢の整備及び収益力の向上

(5) 地域において金融仲介機能を発揮するための方策

- ①中長期の経営戦略及びビジネスモデル、②地域における金融仲介機能の継続的な発揮に対するコミットメントの実効性を確保するための方策、③地域密着型金融の推進に関する方策、④利用者利便の向上を図るための方策、⑤地域の活性化に資する方策

(6) 地域において金融仲介機能を発揮するための体制整備

- ①営業体制の整備、②人事管理政策、③システム投資に関する方針、④子会社・関連会社の保有に関する方針

(7) 資産・負債・自己資本計画及び損益計画

2. その他

(1) 足利銀行の企業価値を適正に評価するための態勢及び手法

(2) 足利銀行の譲受けに必要な資金の調達方法

(3) 外部専門家及び代理人の活用

足利銀行の受皿選定 ③

【第3段階】(平成19年9月21日～平成20年3月14日)

- ① 第二次審査を通過した受皿候補に対し、足利銀行の企業価値を評価した上で、譲受条件等を提示するとともに、事業計画書に必要な改訂を行ったうえで提出するよう要請
- ② 譲受条件、改訂事業計画書等を審査(第三次審査－最終審査)
 - － 基本的な審査基準である「金融機関としての持続可能性」及び「地域における金融仲介機能の発揮」に加え、「公的負担の極小化」という観点も含めて審査
 - － 「公的負担の極小化」の観点からは、受皿候補から提出された株式譲受金額や受皿決定後に締結される株式売買契約に定められる契約条件等について審査



平成20年3月14日、足利銀行の受皿を選定

野村フィナンシャル・パートナーズ(株)及びネクスト・キャピタル・パートナーズ(株)を中心に構成される企業連合が設立する持株会社(足利ホールディングス(株))

- ・ 株式譲渡代金:1,200億円(足利ホールディングス(株)から預金保険機構に支払い)
- ・ 足利銀行の増資:1,600億円(足利ホールディングス(株)が引受け)
- ・ 預金保険機構による足利銀行への資金援助(金銭贈与):2,563億円

特別危機管理の終了に向けた対応

【株式売買契約の締結(平成20年4月11日)、銀行持株会社の認可(5月16日)】

○ 足利銀行が、栃木県を中心とする地域において金融仲介機能を適切に発揮するとともに、健全な業務運営を確保するため、株式売買契約書において、株式上場までの間の買主等の義務として以下を規定

- ・ 事業計画を適切かつ確実に履行すること
- ・ 事業計画及びその履行状況を公表すること(半期毎)
- ・ 事業計画の変更に際しては金融庁の同意を得ること
- ・ 足利銀行の株式譲渡、株式発行、合併等については金融庁の同意を得ること
等

○ 銀行法に基づく足利ホールディングス(株)に対する銀行持株会社の認可においても上記の条件を付す



金融庁は、足利ホールディングス(株)の事業計画の履行状況をフォローアップ